

志喜屋孝信文書の整理について

大田 文子・仲嶺 清華[†]

はじめに

1 資料整理の方法

1-1 資料群の編成

1-2 シリーズの設定

2 非公開情報－利用制限情報の保護－

2-1 個人情報等の保護

2-2 著作権の保護

おわりに

はじめに

沖縄県公文書館（以下、「当館」という。）は、沖縄県及びその前身の組織である琉球政府以前の行政組織が作成または収受した公文書等に加え、米国収集資料や沖縄関係資料の収集及び保存、公開を行っている。当館の中心的な役割は、これら歴史資料が一次資料として広く一般の利用に供せるように保存、整理公開するものであり、資料の整理及び目録の採取は、公文書館業務の柱の一つである。当館の目録データベースシステム「Archas21」は、出所を重視した国際標準アーカイブズ記述 ISAD (G)¹ の概念に沿ったもので、一般に公開される「所蔵資料目録」においては、資料群（フォンド、サブフォンド）、シリーズ、資料（アイテム）の階層構造を持つ。沖縄関係資料においては、档案文書、古文書、個人文書、団体文書、国・地方公共団体の文書の下に、沖縄県文書等の公文書の出所にあたる、団体名や個人文書名（フォンド、コレクション）が配されている²（図1）。「Archas21」では、ISAD (G) の階層モデル同様、サブフォンドの下にシリーズが配される。シリーズは、所掌事務を軸に分類され、組織体系が変わってもシリーズを同じくすることで検索性を維持することができるという特性を持つ。一方で、「公文書館における私文書の収集と整理：実践と課題」において、呉屋ら³が指摘しているように、沖縄関係資料、特に私文書といわれる個人文書の場合、「公文書をはじめとする組織文書が持っているような、事務分掌を軸とした、予算年度を周期とする繰り返しのパターンを持た」ず、「目録編成者によって、全く異なるシリーズ編成となってしまう」。そのため、沖縄関係資料群の整理業務においては、資料を読み、目録を採取しながら資料群の全体を捉えて目録編成作業をすることが求められる。

[†] おおた あやこ 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 公文書専門員

なかみね せいか 公益財団法人沖縄県文化振興会公文書管理課 利用審査嘱託員

1 『ISAD (G) : 国際標準アーカイブズ記述』(1999年9月19-22日, スウェーデン, ストックホルムにおいて、記述標準特別委員会採決) 独立行政法人国立公文書館による日本語版 [https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD \(G\) 2nd.pdf](https://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ISAD%20(G)2nd.pdf)

2 当館では、沖縄関係資料の階層構造には例外があり、これについては、呉屋美奈子、富永一也「公文書館における私文書の収集と整理：実践と課題」『沖縄県公文書館研究紀要第9号』（(公財) 沖縄県文化振興会, 2007）pp.95-96を参照。

3 呉屋美奈子、富永一也 前掲、p.94

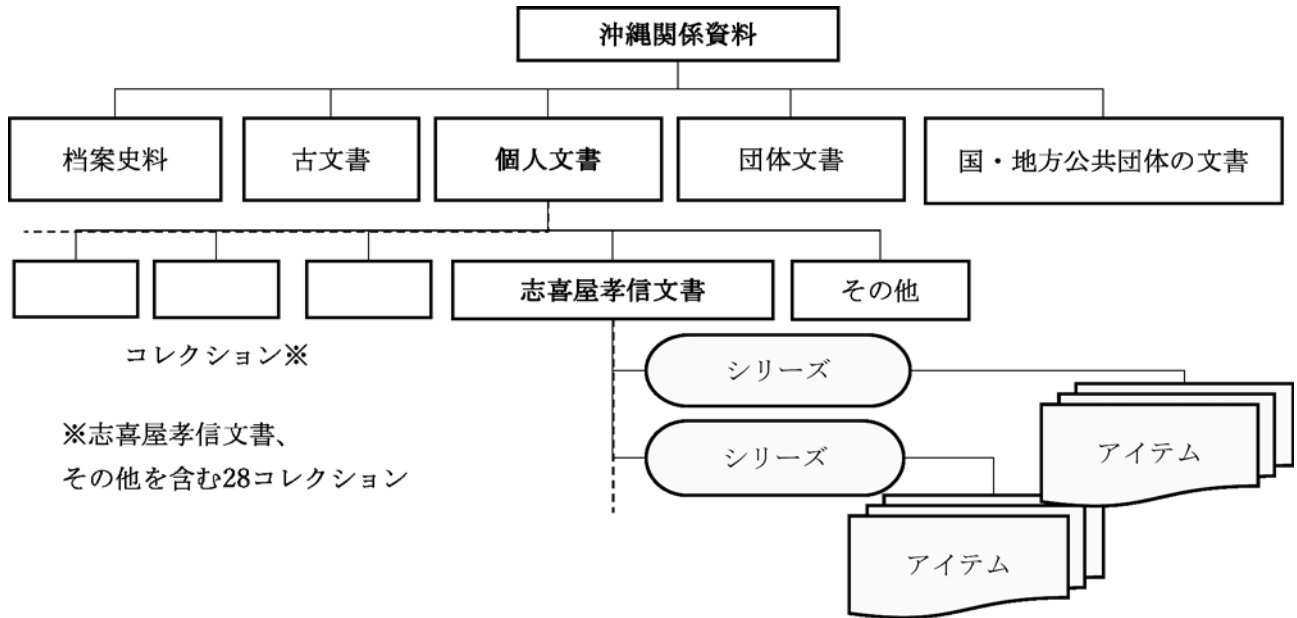


図1 沖縄関係資料の階層構造

2023年(令和5)3月18日、沖縄県は、戦後沖縄の復興、教育の再生に尽力した志喜屋孝信⁴氏(以下、「志喜屋」という。)の私文書である志喜屋孝信文書群(以下、「本資料群」という。)を受贈し、当館に引き渡した⁵。志喜屋は、1884年(明治17)、沖縄県具志川間切赤道(現うるま市)に生まれ、広島高等師範学校(現広島大学)数物化科を卒業したのち、熊本県立鹿本中学校において教員としての道を歩み始めた。その後、沖縄県立第二中学校(現那覇高校)の教員、校長の職を経て、私立開南中学校を創設し、教育者として重きをなしていた。そして、戦後1945年(昭和20)、志喜屋は、沖縄諮詢会の委員長に選任され、沖縄民政府の設立により沖縄民政府知事に就任し、1950年(昭和25)の沖縄群島政府発足に伴い民政府知事を辞任するまでの5年間、戦後沖縄の復興に貢献した。本資料群は、志喜屋の政治姿勢や苦悩、戦後沖縄がおかれた社会の状況を伺い知ることができる貴重な資料群である。

筆者らは、2024年度(令和6)の当館整理業務を担当しており、本資料群の整理公開業務に携わった。当館において、個人からの寄贈文書は、「沖縄関係資料」として整理する。沖縄関係資料の整理業務においては、資料そのものの整理と利用提供する前に行う利用審査を中心に、図2の作業工程で業務を行っている。実際は、1内容情報登録(目録採取)をしながら1シリーズの設定を行う。また、目録

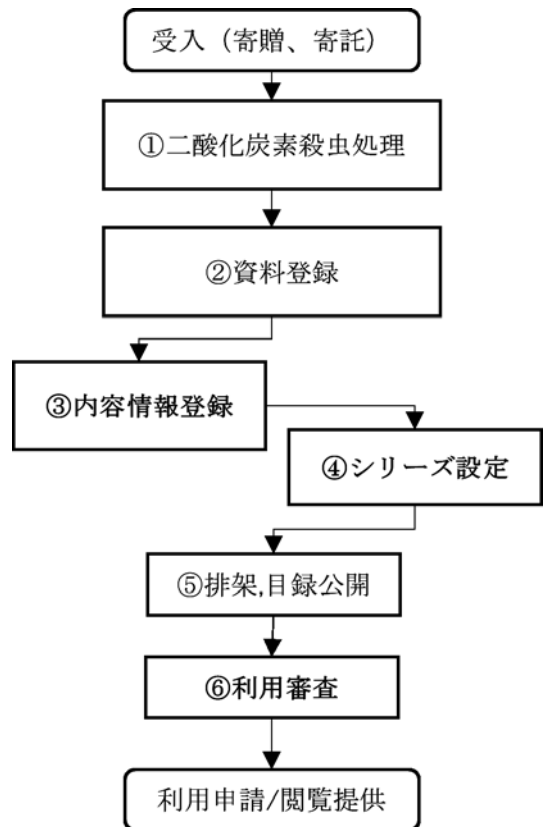


図2 整理業務工程

4 志喜屋 孝信(しきや こうしん、1884年(明治17) -1955年(昭和30))

5 沖縄県公文書館「志喜屋孝信文書寄贈式を開催」(沖縄県公文書館ホームページ「お知らせ」, 2024, 3, 18) https://www.archives.pref.okinawa.jp/news/business_diary/14874

公開後すぐに利用が見込まれる資料については、個人情報や著作権等の利用制限情報を確認する1利用審査を目録公開前に行うこともあり、資料によって柔軟に整理業務を進めている。

本資料群は、沖縄県が受贈する以前に宮里崇生（以下、「宮里」という。）が修士論文執筆のためある程度分類を試みている⁶。これは当然のことながら、筆者らが整理するにあたり分類したシリーズ編成と異なっており、前述した「目録編成者によって異なるシリーズ編成になる」ことの一部が表れている。本稿では、当館がアーカイブズとして整理するにあたり行った、寄贈時から公開に至るまでの整理過程に焦点を当て、今後、志喜屋研究の一助となることを目指し、「目録編成作業」について記録することを目的とする。

1 資料整理の方法

本資料群は、志喜屋の義子である嘉陽安春氏により整理され、資料群の一部を新聞上で公開したことからその存在が明らかになり、その後、研究目的の調査の場合に限って公開してきた経緯がある⁷。本章では、本資料群が一般の利用に供するに適した状態に整理するにあたり行った資料編成や目録記述について述べる。

1-1 資料群の編成

資料群は、運搬用に用意した中性紙の段ボール箱つに収納した状態で受け入れ、資料件数は33件（375点⁸）であった。33件の中には、「日誌」などのように1件1点の資料もあれば、小箱に複数の資料が収納され、またさらに小箱の中に紙でくるんでひとつにまとめられている資料（図3）など、ひとまと

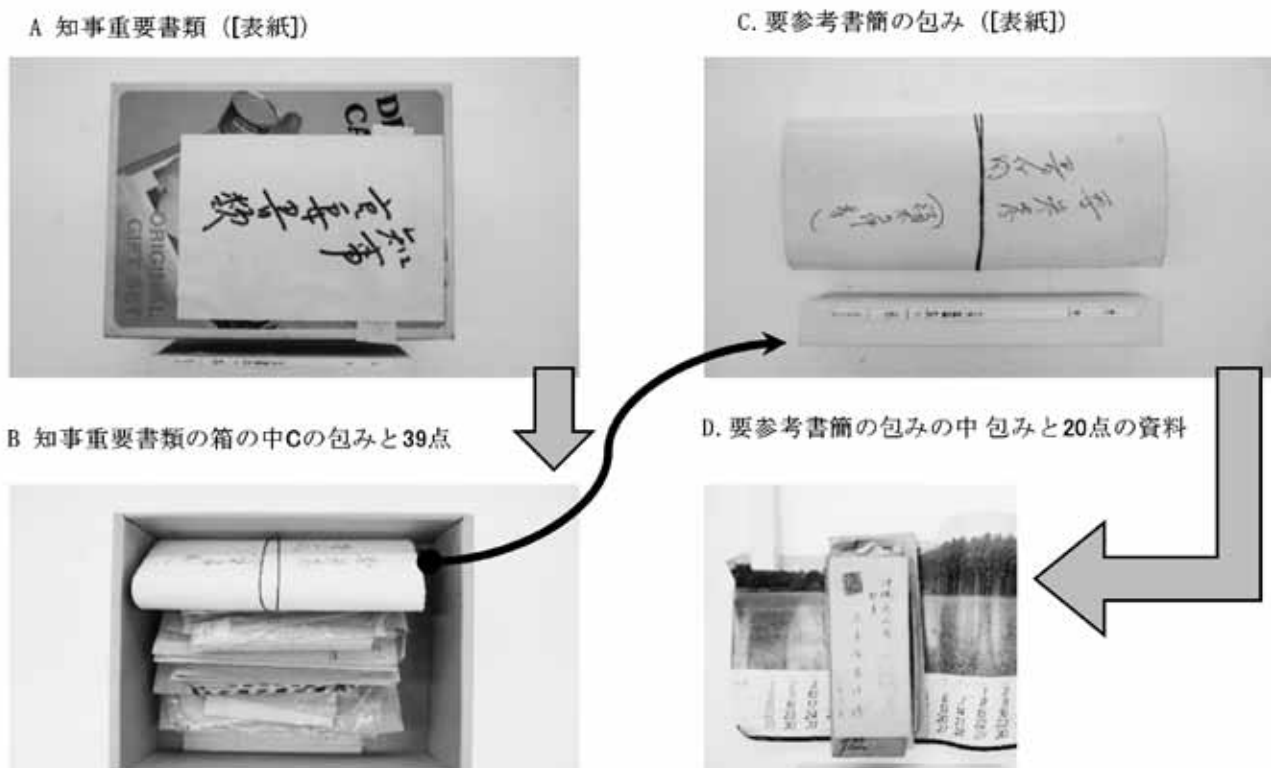


図3 整理前の資料状態（知事重要書類）

6 宮里崇生 前掲 pp.161-163

7 宮里崇生 前掲 pp.158-159

8 志喜屋孝信文書寄贈式の際に375点の資料目録が引渡された。これは、写真アルバム1件につき1点の数えた資料点数である。

まりで1件とされている資料もあった。1件につき複数点ある場合、利用に供する際に散逸する恐れがあることから当館では1点につき1件の識別番号を付与し、内容情報の登録を行っている。そのため、原秩序を尊重しながら利用に供しやすい状態にするため、資料の単位を見直す必要があった。そこで、ひとまとまりを同一タイトルで一括りとし、目録上で原秩序を維持できるようにした。図3で紹介した資料の場合、「知事重要書類」という紙(チラシの裏紙。「[表紙]」として1点とした。(図3-A)が貼られた箱の中に、「要参考書簡(福木の件等)他」と書かれた紙(カレンダーの裏紙。「[表紙]」として1点とした。(図3-C))に包まれた資料20点(図3-D)と、その他39点(図3-B)が収納されている場合、タイトルを「知事重要書類」、「知事重要書類 要参考書簡(福木の件等)」とし、サブタイトルに資料の内容を表す題をつけることにした。その結果、本資料群は、33件の資料から189点の資料として整理することとした(表1)。

本資料群において、1件につき複数点ある資料の単位を見直すことで、目録の充実が図れるという利点もある。当館の目録データベースシステム「Archas21」には、1件の内容単位で資料内容の詳細を記述する「資料解説」という領域がある。先に紹介した「知事重要書類」を、仮に1件として整理した場合、「資料解説」には、サブタイトルとして設置した内容を表す主題を採ることになる。しかし、今回のように、1件につき1点に編成し直したことにより、サブタイトルには主題を、資料解説には内容の詳細を記述することができる。「知事重要書類 諮詢委員会推薦 最重要書類(秘)」(資料コード0000252819)を例にみると、サブタイトルは「諮詢委員会推薦 最重要書類(秘)」、資料解説には「A List of the Nominees for the Interim Ryukyus Advisory Council from Okinawa / 琉球諮詢委員会候補者 / 琉球諮詢委員会推薦候補者 / 軍諮詢委員 / 封筒2通」となり、タイトルやサブタイトルだけではわからない情報を採ることができ、検索性の向上を図ることができた。

表1 志喜屋孝信文書群のタイトルと数量

No.	タイトル	数量
1	手稿	1点
2	諮詢委員会日誌	1点
3	瞑想録	1点
4	諮詢委員会日誌	1点
5	文氏家系物語り	1点
6	修養録	1点
7	諮詢会日誌	1点
8	備忘録	1点
9	連絡事項備忘録	1点
10	日誌	1点
11	容易に学べる微積分学	1点
12	手稿	1点
13	備忘録	1点
14	家庭農芸	1点
15	連絡事項備忘録	1点
16	手稿	1点
17	随想録(感想録)	1点
18	日誌	1点
19	最重要書類	1点
20	あいさつ文、私信他	23点
21	私信、メモ帳	1点
22	又吉康和 政策	1点
23	知事重要書類 (福木の件等)他	61点 (21点)
24	沖縄奨学会及び琉球大学理事に関する資料	1点
25	琉球大学関係機関紙	1点
26	琉球大学 志喜屋図書館	2点
27	琉球大学開学5周年	1点
28	「志喜屋図書館」名称の継承記念写真	1点
29	琉球大学 写真	1点
30	尚志	14点
31	シーツ政策 新聞記事	61点
32	新聞切り抜き	1点
33	写真アルバム	1点
	計	189点

1-2 シリーズの設定

次に、1点ずつ内容からまとまりを見つけて分類し、シリーズを設定する。はじめに述べたように、個人文書におけるシリーズは、行政文書等のように繰り返しのパターンをもたない。そのため、整理する者によって編成が異なる。表2は、本資料群において筆者らが設定したシリーズである。

表2 シリーズ構成と分類軸

シリーズ名	件数	分類軸
公務に関する文書	34件	活動
琉球大学に関する文書	4件	活動
日誌・備忘録	6件	形式
手稿・手記	8件	形式
書簡・メモ	53件	形式
新聞・新聞切り抜き・機関紙	76件	形式
写真	1件	形式
又吉康和に関する資料	1件	主題
その他	2件	整理上の便宜
志喜屋図書館に関する資料	4件	活動
計	189件	

特筆すべきは、前項に示した「知事重要書類」に含まれる書簡等をシリーズ「書簡・メモ」に振り分けたことである。「知事重要書類」の箱の中に納められていた資料は、シリーズ「公務に関する書類」に分類した資料17件とシリーズ「書簡・メモ」に分類

した44件に振り分けた。これは、「知事重要書類」の箱にまとめられていても、例えば「知事重要書類 私信 1951年（昭和26）01月12日 東恩納寛惇」（資料コード0000252842）のように、志喜屋が知事の職を辞した後に収受した私信などが含まれている他、知事時代に受領した書簡でも「公務に関する書類」とは読み取れないものがあつた。そのため、筆者らは、書簡の形式をしたものは、シリーズ「書簡・メモ」に振り分けた。

また、本資料群には「その他」という整理上の便宜を分類軸にしたシリーズが存在する。しかし、呉屋らは、シリーズが「雑纂」（本資料群では「その他」）という分類はあり得ないという考えに至ったことを論考の中で次のように述べている。

（略）筆者らはその後、シリーズにおいて「雑纂」という分類はあり得ない、という考えに至ったので、たとえシリーズ配下の資料点数が少なくなろうと「雑纂」シリーズを分解していくつかのシリーズを設置しようと試みるかもしれない。あるいは、既存のシリーズになんとか帰属先を求めようとするかもしれない。

本資料群においては、資料タイトル「又吉康和 施策」（資料コード0000248657）1件のみを配下したシリーズ「又吉康和に関する資料」がある。資料は1点であっても行政上の暫定措置や『又吉康和氏追悼録』、又吉康和の情報に関連する新聞記事の切り抜きなどの内容を持ち、1点でも充実した内容といえる。他に、シリーズ「写真」も「写真アルバム 嘉陽家蔵」（資料コード0000252850）1件のみを配下したシリーズとして設定した。これについては、『写真アルバム』で、知事時代の写真が中心の資料であるが、中には開南中学校正面全景が写された記事や、県立二中時代の記事の他、家族の写真など形式で分類することが適していると考えられた。しかし、「あいさつ文、私信他」としてまとめられていた資料の中にあつた、志喜屋宛ではない空封筒のみの資料（ペルーに住む親類より、同居人へのお手紙の空封筒）や、「労働力調査の調査世帯」として、「永い間調査に協力した」ことへの労働力調査感謝状1枚のみの資料は、どのシリーズにも馴染まず、それぞれ1つずつのシリーズをとして設定するほどの内容とは言い難かつた。そのため、整理上の便宜上「その他」を作り、整理すること

9 呉屋美奈子、富永一也 前掲、p.102

とした。

2 公開情報－利用制限情報の保護－

当館では、沖縄県公文書館管理規則別表（第 5 条関係）の類型（表 3）に則り、個人情報やプライバシーに係る情報のうち配慮が必要な情報、及び著作物のうち保護の対象となる資料に対して利用制限措置を講じている。沖縄県公文書館管理規則別表に、これまでに利用を制限した情報を参考例として加えたものを表 3 に示す。

表 3 沖縄県公文書館管理規則別表と参考例

一般の利用に供しない公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の種類の例	経過年数	参考例、その他備考（過去の参考例一部抜粋）
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 学歴又は職歴	30 年以上 50 年未満	履歴書
	(2) 財産、所得又は経済活動		年収、所得
	(3) 採用、選考又は任免		成績書、内申書
	(4) 勤務評定又は服務		訓告、労災
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 国籍、人種又は民族	50 年以上 80 年未満	帰化国籍
	(2) 家族、親族又は婚姻		養子縁組、改名
	(3) 信仰、信教又は思想		政党、身辺調査情報
	(4) 伝染性の疾病、身体の障がいその他の健康状態		恒常的な障がい
	(5) 保護又は扶助の措置		窮民救済に関係書類
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	(1) 門地	80 年以上	被差別部落関係書類
	(2) 遺伝性の疾病、精神の障がいその他の健康状態		潜性遺伝、精神の障がい
	(3) 犯罪歴又は補導歴		行政罰
	(4) 事件又は人権侵害の被害		従軍慰安婦、人身売買

本資料群は、2024 年（令和 6）11 月末現在（以下、「現在」という。）、劣化のため閲覧を制限している¹⁰ 19 点を除いた 170 点について、利用審査を行った。本章では、現在、本資料群の中で個人情報等の利用制限情報が多いことから簿冊ごと非公開とした 6 点と利用制限情報が部分的にあるため一部公開できない資料 3 点、著作権法上の保護を要する必要があるため非公開または一部公開できない情報がある資料 5 点について述べる。なお、劣化のため閲覧を制限している資料 19 点については、令和 6 年度内にその補修を終える計画で、その後、デジタル化をしたうえで利用審査を行う予定である。

2-1 個人情報等の保護

本資料群は、1938 年（昭和 13）に始まり、1955 年（昭和 30）までに作成、または収受した資料で、第二次世界大戦において多くの資料を失った沖縄にとっては、貴重な資料である。一方で、志喜屋自身や資料に登場する志喜屋の関係者が亡くなっているにもかかわらず、その子や孫がまだご存命と推察でき、その意味ではまだ新しい資料ともいえる。志喜屋は、日誌や備忘録に「いつ」「（どこの）誰が」「どのよう

10 「閲覧制限」とは、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成 7 年 3 月 31 日条例第 6 号）において、利用に供することが適当でないとしてされている。

11 「利用制限」とは、沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（前掲 12）第 12 条及び沖縄県公文書館管理規則第 5 条第 1 項第 1 号及び 2 号、4 号（平成 7 年 8 月 1 日規則第 50 号、令和 5 年規則 25 号改正により第 4 条から第 5 条に繰下。）において、利用に供することが適当でないとしてされている。

12 本資料群には、志喜屋の没後、遺族により志喜屋に関する資料としてまとめられたと考えられる「志喜屋図書館」名称の継承記念写真」他、写真資料があるが、資料群のなかで希なものであるためここでは言及しない。

なことをした」、「言った」「言われた」、あるいは「どのような様子だった」など事細かく丁寧に記録しており、そこには、公務以外のことも記録されている。それゆえ、特定の個人を識別できる情報が散見され、注意深く読み進めていくと利用制限措置を講ずる必要がある資料がいくつか見られる。表4は本資料群において利用審査の結果、一部利用を制限する情報の保護の内容についてまとめたものである。

表4 個人情報等、利用制限情報の保護内容

資料コード	資料タイトル	審査結果	保護の内容	公開年度
0000248581	連絡事項備忘録 1946年（昭和21）09月19日以降	一部公開	80年：家族（孤児院）/ 事件・事故（慰謝料） 80年以上：精神	2028年以降
0000248582	日誌 主として私用 1946年（昭和21）9月19日以降 1947年（昭和22）6月12日迄	一部公開	80年：婚姻、改名	2027年
0000248587	連絡事項備忘録 1948年（昭和23）09月21日以降	一部公開	80年：疾病、結婚 80年以上：精神	2031年以降
0000248648	あいさつ文、私信他 親泊政博からの私信 1951年（昭和26）08月[01]	非公開	80年：身辺調査	2032年
0000248649	あいさつ文、私信他 親泊政博からの私信 1949年（昭和24）03月	非公開	80年：身辺調査	2030年
0000248650	あいさつ文、私信他 親泊政博からの私信 1951年（昭和26）08月[02]	非公開	80年：身辺調査	2032年
0000248652	あいさつ文、私信他 甥からの私信[01]	非公開	80年：身辺調査	2030年
0000248653	あいさつ文、私信他 甥からの私信[02]	非公開	80年：身辺調査	2030年
0000248654	あいさつ文、私信他 甥からの私信[03]	非公開	80年：身辺調査	2030年

前述したとおり、本資料群は新しい資料でも2025年（令和7）3月現在、作成から約68年経過¹³している。そのため、最大80年経過することで利用できる「個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの」と、80年以上経過しないと利用できない「個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの」に該当する情報のみ非公開情報として利用制限措置を講ずることになる。たとえば、「あいさつ文、私信他 親泊政博からの私信 1949年（昭和24）03月」は、準公人といえる親泊政博から志喜屋¹⁴に宛てた私信であるが、主には、志喜屋が気にかけている（と読み取れる）ある私人の生活の様子を知らせる文が多くみられ、その内容は「身辺調査情報、調査分析情報」に近い内容であること、また、その者の生年が不明で生存が確認できないことから、作成または収受から80年の経過を待って公開となる。

2-2 著作権の保護

館の所蔵資料には、地図や図面、映像等、様々な著作物があり、個人文書に多く含まれる著作物には、写真や原稿、メモの他、刊行物などが挙げられる。著作物の有無や保護期間、保護内容についても個人情報等と同様に利用審査を行う。当館が扱う個人名義の著作物の保護期間については、著作者の死後50年（2016年（平成28）の改正前著作権法が適用される）の著作物と、著作者の死後70年（改

13 経過年数は、「当該情報が記録されている公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数」（沖縄県公文書館管理規則 別表 備考2）をいう。

14 親泊政博（おやどまり せいはいく、1898年（明治31）-1963年（昭和38））は、1946年（昭和21）、福岡にて週刊誌『沖縄新報』を刊行し、社長に就任した。1953年（昭和28）、前職を辞任し、琉球新報社取締役社長に就任し、亡くなるまでその職を全うした。

正後の著作権法が適用される)の著作物に分けられる。著作権は遡及しないため、改正著作権法の施行日(2018年(平成30)12月30日)以前に失った著作権、つまり著作者がその50年より前の1967年(昭和42)以前に著作者が亡くなっている著作物については、2017年(平成29)12月31日以前で著作権は消滅しているため、保護の対象とはならない。また、著作物には、公表済みの著作物と未公表の著作物がある。著作権が消滅していない公表済みの著作物の場合、複製権等の著作財産権の保護が必要となる。しかし、当館は著作権法第31条における図書館等に該当する施設であることから、当館において著作物の利用は、著作権法第31条第1項により調査研究目的で、かつ著作物の一部分のみの複製が許されている(特約があるときを除く)。一方、未公表の著作物の場合、著作権法第18条第1項に規定される公表権の配慮が必要となる。公表権とは、「自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、公表するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利¹⁵」のことで、人格的利益を保護する著作者人格権の一つである。(表5)。

表 5 著作物に係る保護期間

個人名義の著作物				
著作者の没年	1967年以前に著作者死亡 (著作権法(2016年)改正前)		1967年より後に著作者死亡 (著作権法(2016年)改正後)	
著作物の公表	公表		未公表	
保護期間	著作者の没後50年		著作者の没後70年	
法人名義の著作物				
公表/創作の時期	公表	未公表	公表	未公表
著作物の公表	1967年以前に 公表	1967年以前に 創作	1967年より後に 公表	1967年より後に 創作
保護期間	公表後50年	創作後50年	公表後70年	創作後70年
当館での利用	公開(許諾なしで利用可能)		公開/複写制限 ※要申請 ・調査研究目的 ・著作物の一部のみ複写可能	非公開 (公開には同意が必要)

現在、本資料群において著作権法上の保護対象となる資料は5点あり、すべて志喜屋ではない者が詠んだ未公表の琉歌(著作物)である(表6)。また、その中には、私人の著作物も含まれており、生年や生存が不明なものもある。生年や生存が不明な者の著作物の場合、公開年度の特定のため、資料の作成年を0歳として(実際には、青壮年であると推察できるが、推察の域をでないため、0歳と考える)、100歳まで生存したと考える。「知事 重要書類 琉歌 1949年12月15日」(資料コード0000248612)の場合だと、1949年(昭和24)に生まれた方が100年生きたと考え、2050年(令和32)から70年後に公開できることになる。なお、「知事 重要書類書簡(福木の件等) 他 祝詩 松田雲彩他」(資料コード0000248684)は、著作者が準公人であることから死没していることが確認できる。この場合、著作権法第59条により著作者人格権は消滅しており、公開できるという考え方もできるが、著作者本人に公表の意思があったことが明らかではない。そのため、本資料群の公開時は、創作後70年の保護期間が経過した部分から公開していくこととした。しかし、今後、同法第60条ただし書きに示される「その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合」に該当するかを検討したうえで公開年度を改めて設定したい。

15 公益財団法人著作権情報センター『著作者にはどんな権利がある?』(<https://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>, 2024年11月25日)

表 6 志喜屋孝信文書における著作権法による保護を受ける資料

資料コード	資料タイトル	審査結果	保護の内容
0000248580	備忘録 1946 年（昭和 21）07 月 03 日以降	一部公開	70 年：未公表の著作物
0000248584	手稿 [01]	一部公開	70 年：未公表の著作物
0000248612	知事 重要書類 琉歌 1949 年 12 月 15 日	非公開	70 年：未公表の著作物
0000248614	知事 重要書類 私信 1950 年（昭和 25）年 08 月	一部公開	70 年：未公表の著作物
0000248684	知事 重要書類 要参考書簡（福木の件等）他 祝詩 松田雲彩他	非公開	70 年：未公表の著作物

おわりに

本資料群は、志喜屋の教育及び行政の指導者としての葛藤や人柄、戦後沖縄のおかれた社会状況を伺い知ることができる資料群である。本資料群全体を一般の利用に供することで、沖縄における戦前、戦後史の検証にあらたな光をあてるものになるであろう。本稿では、当館が行った本資料群の整理公開業務について、その整理公開に至るまでの過程を記録することを目的とした。はじめに述べたように、沖縄関係資料の整理公開業務は、担当者により目録の編成やシリーズの設定は違ってくる。また、当館の整理業務は、一般の利用者が検索しやすく、利用しやすい編成が求められる。当館で行った整理の過程を記録し、明らかにすることにより、今後、志喜屋研究の一助になれば幸いである。

当館は現在、寄贈や寄託を受け整理が終わっていない沖縄関係資料が多くある。その整理業務は、本稿で述べてきたように資料群の背景を 1 点 1 点から読み取り整理することが求められることや、個人情報の特定制および未公表の著作物やその著作物性の推定など、利用審査業務が煩雑であることといった理由から時間がかかり、思うように進まないのが現状である。しかし、沖縄関係資料には、戦前の資料や沖縄戦時下の記録のほか、行政主席や沖縄県知事の記録などの沖縄行政の公文書を補完する資料といった、沖縄の歩みを検証できる貴重な資料が多く、広く利用が見込まれる。今後の研究の示唆として、公文書館において沖縄関係資料を収集、整理公開する意義を再評価し、整理公開に係る方法論について再考する必要がある。

本資料群の整理業務や本稿の執筆を通して、筆者らは、個人情報や著作物に係る利用制限情報の保護や著作物の著作物性について思慮を深める機会を得た。この知見を糧に、今後、当館の所蔵資料が知的資源としてより広く利活用できるよう、利用制限のあり方を見つめ直し、整理業務に活かしていきたい。

